

部会資料17からの変更点等の説明

第1 新法の制定による整備

5 3 適用除外

(説明)

部会資料17では、本文3(4)の規律のうち「日本若しくは外国の裁判所の認可を受け又は」との文言を削除することも考えられるものとしていた。

10 この点に関し、第17回会議では、シンガポール条約の趣旨・目的に照らすと、ある国際和解合意につき、外国の裁判所において同条約又はその実施法に基づいて執行力が付与されたとしても、日本の裁判所において別途執行決定の申立てをすることが妨げられるものではないとの結論に異論はなく、また、その結論については、同条約と同様、前記文言を維持したとしても解釈により導くことが可能であるという点についてもおおむね異論はなかった。ただし、前記文言により適用除外とするものが具体的

15 的に想定し難いのであれば、我が国の法律の文言として、前記部分を削除することにも合理性があるのではないかとの意見があった。

もともと、シンガポール条約の解釈と同様の結論を採るにもかかわらず、前記文言を敢えて削除すると、その合理的な説明が求められることから、前記文言を維持したままでも解釈で導くことができるのであれば、条約の文言とそろえることが望ましい

20 との意見や、前記文言は、外国の裁判所による「認可」があることに基づいて執行力の付与が求められる場合と調停による和解合意が成立したに基づいて執行力の付与が求められる場合とを区別することに意義があるとも考えられるから、前記文言を維持することが望ましいとの意見があった。また、シンガポール条約の枠組みとハーグ国際私法会議において作成された「民事又は商事に関する外国判決の承認及び執行に関する条約(仮訳)」の枠組みとでは執行力を認める(与える)要件等に差異がある

25 ところ、将来的に、我が国が後者の条約を締結した場合には、新法において前記文言が規律されていることにより、どちらの枠組みにより執行力を認める(与える)べきかの解釈に資することになるとの指摘もあった。

以上を踏まえ、本文3(4)において「日本若しくは外国の裁判所の認可を受け又は」との文言を規律することには合理的な理由があるものと考えられることから、前記文言を維持することとしている。

30

6 その他

(説明)

執行決定の手續に関して、仲裁法の総則に設けられている規定と同じ趣旨の規定（仲裁法第6条、第7条及び第9条ないし第11条）を設けることなど、所要の規定を整備することを想定している。

5 第2 裁判外紛争解決手續の利用の促進に関する法律の改正による整備

1 定義

(説明)

第17回会議では、行政機関（独立行政法人及びこれに準ずる機関を含む。）が運営主体であって、その所管する事業等に係る私人間の紛争を対象とする調停手續（以下「行政ADR」という。）において成立した和解についても執行力を付与し得る対象とすることに
10 する
することに関して意見があった。

この点に関し、個別の法令に基づいて行われる行政ADRについては、その対象とする紛争の種類や当事者の属性が手續によって異なり、個別の根拠法令の規定も一律ではない。

したがって、行政ADRにおいて成立した和解についても執行力を付与し得るものとするか否かは、各手續の実情等に応じて、各手續の根拠法令ごとに判断されること
15 であり、本部会による提案が一定の方向性を示すものではない。

3 特定和解の執行決定

20 (説明)

部会資料17において、第16回会議での指摘を踏まえ、本文3(2)アの規律の「特定和解の内容」について、「(成立した和解の条項及び当該和解に基づいて民事執行を
25 することができる旨の合意をいう。）」との文言を付加することとしたところ、第17回会議において、法制的に重複しているのではないかと
の指摘があった。

もっとも、規律の実質として、執行決定の申立て時に民事執行をすることができる旨の合意について記載された書面を提出することを必要とすることについては異論がなく、前記指摘も規律自体に反対するものではないことから、本文3(2)アにおいて、部会資料17の規律を維持することとしている。

30 5 その他

(説明)

執行決定の手續に関して、仲裁法の総則に設けられている規定と同じ趣旨の規定（仲裁法第6条、第7条及び第9条ないし第11条）を設けることなど、所要の規定を整備することを想定している。

35